市長への手紙・ファクス・電子メール

~令和3年度(2021年度)の要望回答集~

越 谷 市

はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施してまいりました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題や、ご意見、ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に生かしていくものです。

お寄せいただいたご意見、ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれ の担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への 反映に努めております。

この冊子は、令和3年(2021年)度にお寄せいただいた210通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から選択のうえ、越谷市が目指す将来像「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現に向けた、6つの「まちづくりの目標」に沿って編集(教育委員会等の行政委員会を含む)したものです。

今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に生かすべく、この制度の一層の充 実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

越谷市の将来像「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」

<実現に向けた6つのまちづくりの目標>

- I 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり
- 2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり
- 3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり
- 4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり
- 5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり
- 6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

目次

	1	多様な人々が交流し、参加と協働により発展するまちづくり	1
	1.	自治会の街路灯管理費の徴収について	1
	2.	越谷市の情報推進について	2
	3.	市役所敷地内への喫煙所設置について	3
I	2 - 3	みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり <mark></mark>	4
	4.	ノーリードでの犬の散歩について	4
	5.	予防接種について	4
	6.	ひとり親への支援について	5
	7.	就労継続支援事業所の増設要望について	6
	8.	マスクを着けられない人がいることの周知徹底などについて	7
I	3 7	都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり	9
	9.	越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券について	9
	10	. レイクタウン周辺の道路環境について	9
	11.	. 屋敷林の保存について	10
	4	時続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり	.11
	12	. 歩きたばこ、ポイ捨てについて	.11
	13	. 大相模調節池の水質について	.11
		. ごみの戸別収集について	
	15	. 「香害」の啓発について	12
	16	. 通学路における車両の信号無視について	13
I	5 f	魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり	14
	17	. レイクタウンのランニングスポット化について	14
I	6 8	みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり	15
		. 郷土資料館の設置について	
	19	. 中学校の部活動について	15
	20	. 小学校の学区選択制について	16
	21	. 中学校の制服について	17
	22	. 子ども図書館の設置について	18
I	7	その他	19
	23	. 高齢者の臨時パート採用について	19

1 多様な人々が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

1. 自治会の街路灯管理費の徴収について

(結果:その他)

昨年に他市から転入し、自治会には加入していません。先日、自治会長が街路灯の管理費の徴収に来て、「皆さんが納めている」と言われたので支払いました。しかし、自治会員でもないのに徴収されることに対し、納得がいきません。また、街路灯は、自治会ではなく市が管理するものではないのでしょうか。

自治会が、非会員の方々から、街路灯の維持管理費を徴収することについてですが、自治会は任意の団体であることから、その規約・規定等については、総会において、その構成員である会員の承認を得たうえで定めます。そして、各自治会の規約・規定は、自治会自らのルールであるため、自治会に所属していない非会員に関する事項については、定めることができないものと認識しております。

このため、自治会が非会員の方々に対して街路灯の維持管理費の負担を求めることにつきましては、相手にその必要性などを丁寧に説明し、十分ご納得いただいた場合に限り、行えるものと考えております。

この点につきまして、所管課である市民活動支援課から、お住まいの地域の自治会長に説明させていただいたところ、「納得されない方からは無理にご負担いただくことのないようにしているが、今後、誤解の生じないよう、規定の内容を見直していきたい」との回答があったことを確認しております。

また、街路灯を行政が管理することについてですが、本市では、現在、市内全域の市道に 約 15,000 基の道路照明灯を設置し、管理しております。自治会や住民の皆様から設置のご要 望があった場合、一定の基準に沿って可否を判断しておりますが、自治会の判断で独自に設 置し、電気代を負担していただいている箇所もございます。

街路灯の設置につきましては、多くのご要望が寄せられており、すべてにお応えすることは難しい状況にございますが、本市といたしましては、今後も、地域の皆様と連携し、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりに努めてまいります。

< 令和 3 年(2021年) 9 月 28 日:市民活動支援課、道路総務課>

2. 越谷市の情報推進について

(結果:実施)

「越谷市情報化推進計画(2021)素案」に対するパブリックコメントに意見を提出しましたが、結果を見たところ、意見提出者数は2名だけでした。おそらくデジタル化は、私たち市民にとって認知度も低く、一番縁遠い分野ではないでしょうか。応援の立場から、以下の3点を提案します。

- ① 市長が陣頭指揮をとり、越谷市の内部組織や議会で、情報化推進に関する専門的な組織 などを設置し推進する。従来の組織所掌にとらわれない横断的な強力組織体制での推進を お願いしたいです。
- ② 越谷らしいDXという観点で取り込んでください。第5次越谷市総合振興計画にもある、まちづくりでのDX活用を検討してほしいです。市の情報システムでも特徴のあるアプリ (観光、産業振興、防災など)を導入してほしいです。他市などのDXの先進事例をよく 勉強し参考に進めてほしいと考えます。
- ③ 市民へのデジタルデバイド対策として、広報紙で情報化の目的、狙い、市民生活がどう変わるのかを、わかりやすいポンチ絵などで説明(特集だけでなく、シリーズで何度か)してはどうでしょうか。国からのスマホ習得などの高齢者DX補助施策の活用も一つです。

本市では「越谷市情報化推進計画(2021)」を本年4月に策定し、行政のデジタル化に向け取り組んでおります。意見公募手続においては、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

今回ご意見をいただきました「組織体制」につきましては、市長を本部長とし各部長で構成された「越谷市IT推進本部」において、本計画に位置付けた個別施策について、全庁横断的に推進しているところでございます。

また、「DXの推進」につきましては、情報発信に関する取組みとして、市ホームページや SNSの活用と合わせ、先行自治体の事例研究やアプリの導入などの検討を行ってまいります。なお、防災対策の充実を図るため、防災行政無線の放送内容の確認、ハザードマップの 閲覧、避難所の検索などができるスマートフォンアプリ「防災こしがや」の配信を令和3年4月1日から開始したところでございますので、ぜひご活用賜りたいと存じます。

さらに、「デジタルデバイド対策」につきましては、今後、国の支援はもとより、民間団体 や市民の皆様にもご協力をいただきながら推進するとともに、制度に関する情報について、 広報こしがやをはじめ、さまざまな媒体を活用してお知らせしていきたいと考えております。

ご提言いただきましたとおり、行政手続きのオンライン化や業務システムの標準化など、本市のデジタル化に向けた課題が山積しており、その課題解決には全庁的な取組みが必要です。ご提案の内容についても参考にさせていただきながら、国のデジタル化の動向を踏まえ、新たな視点で市民の皆様のためのデジタル化に取り組んでまいります。

< 令和 3 年(2021年) 6 月 3 日:行政デジタル推進課>

3. 市役所敷地内への喫煙所設置について

(結果:実施困難)

喫煙者はたばこ税を納めているので、その還元として、市役所敷地内に、ある程度面積の ある喫煙所を設置してください。本庁舎・第二庁舎用と、第三庁舎用で2か所、夏・冬に対応 できるようエアコン付きで、ガラス張りの施設だと良いと思います。

市役所敷地内への喫煙所設置についてですが、現在、市役所敷地内では、改正健康増進法に基づき、屋内は全面禁煙、屋外は受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所(特定屋外喫煙場所)以外での喫煙を禁止としています。このため、喫煙所につきましては、受動喫煙防止の観点から、通常、来庁者が立ち入ることのない本庁舎西側の工事現場仮設事務所前に、ユニットハウス型の喫煙所(換気扇・分煙機・エアコン完備)を設置しております。

ご要望いただいた各庁舎敷地内への喫煙所設置につきましては、法律で設置できる場所が 限られていることなどから、増設が難しい状況ですので、市役所にお越しの際には、上記の 喫煙所をご利用いただきますようお願いいたします。

本市としましては、今後も、市民の皆様から親しまれる市役所を目指し、庁舎環境を整えてまいります。

< 令和 4 年 (2022 年) 1 月 19 日: 庁舎管理課>

2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

4. ノーリードでの犬の散歩について

(結果:その他)

近所の住民が複数の犬をノーリードで散歩させており、その犬が自宅の敷地に侵入したり、 他人の駐車場でフンをしたりしています。また、付近は小学校の通学路となっており、小さ な子どものそばをノーリードで散歩させているのを何度も見かけています。飼い主へは、私 からも口頭で注意したり、警察や保健所からも言ってもらったりしていますが、一向に改め ません。ノーリードでの犬の散歩は、マナーの問題だけでなく、「埼玉県動物の愛護及び管理 に関する条例」に違反する行為です。事故が起きる前に改善してほしいです。

「動物の愛護及び管理に関する法律」や「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」では、 飼い犬を移動や運動させる場合、犬を制御できる者が綱や鎖で確実に保持することと定めら れており、本市では、当該飼い主に対し、これまで必要な指導や助言を行ってまいりました。

今後も、ご指摘いただいたとおり、当該飼い主にルールを守って犬の散歩をしてもらえるよう、関係機関と連携し必要な対応を行ってまいります。

< 令和 3 年 (2021 年) 9 月 9 日: 生活衛生課>

5. 予防接種について

(結果:実施困難)

水痘が任意接種だった頃に、中学生の子どもに自費で1回接種させましたが、今は2回の 定期接種になっています。このように、以前は定期接種ではなかったワクチンで、年齢によっ て打てていなかったり、医療機関で「一度で充分」と言われて1回しか打たなかったりした 人に対して、市で打てるようにしてもらいたいです。50歳以上に接種したほうがよい帯状疱 疹ワクチンのほか、インフルエンザワクチンについても、高齢者だけでなく、昨年のように 1人2,000円の自己負担で毎年打てたら、大変助かります。

まず、昨年度実施したインフルエンザ予防接種臨時助成(自己負担 2,000 円)につきましては、冬季の新型コロナウイルス感染症の蔓延に備え、疾患を特定するための鑑別診断が必要となるインフルエンザ感染を予防し、市民の皆様の健康保持に役立てるよう、緊急的に行ったものです。

本来、予防接種については、その有効性・安全性の向上を図ることを目的に、国の機関である厚生科学審議会において、科学的な根拠に基づく審議を行い、予防接種法に基づいて公費 (一部費用助成含む)で実施する「定期接種」と、予防接種法に基づかず希望者が自主的に 接種する「任意接種」を定めています。

「定期接種」は、集団の流行や、致命率が高いことによる重大な社会的損失の防止を目的に実施されており、65歳以上の高齢者への季節性インフルエンザ予防接種については、罹患などによる死亡を阻止する効果が高いとされていることから、「定期接種」に位置付けられています。

一方、高齢者以外の方への季節性インフルエンザ予防接種や、定期接種対象年齢以外の方への接種(中学生への水痘予防接種など)、帯状疱疹予防接種については、発病予防等に一定の効果があるものの、定期接種に位置付けられている予防接種と比較すると、感染を完全には防止できない等、その有効性にも限界があるとされていることから、「任意接種」に位置付けられています。

そのため、本市としても、国の規定に従い、任意接種に位置づけられている予防接種につきましては、公費補助の対象外とさせていただいております。

○○様におかれましては、日々、ご家族の健康に気遣いながら、体調管理や感染症対策に 努めていらっしゃることと存じます。定期接種の対象とする予防接種については、国におい て適宜検討を行っていますので、今後、国の方針の見直し等により、高齢者以外の方への季 節性インフルエンザ予防接種や、現在の対象年齢以外の方への予防接種、帯状疱疹予防接種 等が「定期接種」の対象となった場合には、本市しても迅速に対応させていただきます。

<令和3年(2021年)12月14日:健康づくり推進課>

6. ひとり親への支援について

(結果:実施)

私はひとり親で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日々の生活が非常に大変です。 前年度の収入が多かったため、児童手当もカットされましたが、現在は体調も悪く、入退院 を繰り返したため、貯蓄を切り崩して生活しています。早急に何らかの支援をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減や体調不良のなか、お一人でお子様を育てていらっしゃるとのこと、日々のご苦労のほどお察し申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援策として、令和 2 年度には、「ひとり親世帯への臨時特別給付金」の給付を 3 回にわたって(基本給付、追加給付、再支給)行いました。

令和3年度につきましては、現在、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の給付に向けて準備を進めており、支給対象となる可能性のある方には、令和3年5月以降、順次ご案内を送付いたします。

また、失業・病気・家族の問題など、さまざまなことで生活にお困りの方への支援として、 生活自立相談「よりそい」での面接相談や、相談支援員による窓口・手続等への同行支援、 子育て応援フードパントリー等の情報提供などを行っております。

なお、児童扶養手当につきましては、前年の所得額が一定以下の場合に支給されますが、 毎年11月に、新年度の所得額で見直しを行っております。見直しのためには、8月の現況届 の手続きが必要となりますので、今年度も7月下旬にご案内を送付いたします。

本市といたしましては、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、強い危機 感を持って支援対策等に取り組んでまいります。

<令和3年(2021年)4月23日:子ども福祉課>

7. 就労継続支援事業所の増設要望について

(結果:調査・検討)

子には精神疾患があり、大学をやむなく中退して以降、自宅療養をしています。本人は何らかの社会活動を希望しているものの、疾患との折合いに不安があり、なかなか就労に踏み出せない状態です。就労継続支援事業所の利用を考えていますが、問い合わせたところ、近所では定員いっぱいで入所できないとのことでした。また、報酬についても、せめてアルバイトの最低賃金程度はないと、人として働く意欲に繋がらないと思います。ひきこもり問題の解決の糸口として、当事者が社会に踏み出しやすい環境の整備を強く希望します。

ご意見をいただきました「就労継続支援事業所」につきましては、本市におきましても、 障がいのある方の多様な働き方を支援する場として非常に重要な施設であると考えており、 法人から開設に係る相談があった際には、本市の状況について情報提供を行うとともに、整 備に係る補助制度等をご案内するなどの取組みを進めております。

本市における令和3年4月1日現在の事業所数及び定員数は、就労継続支援A型が12事業所227名、就労継続支援B型が17事業所414名となっております。就労継続支援事業所は年々増加しており、令和2年度は、A型が2事業所、29名の定員増、B型が7事業所、140名の定員増となっております。

また、ご指摘のとおり、就労継続支援B型事業所利用者の工賃収入の向上に努めることは 非常に重要であり、工賃向上・経営改善に係る事例の情報提供や、複数の事業所等が共同し て業務を受注する共同受注の仕組みを推進することで、受注機会の拡大を支援するなど、工 賃向上に向けた取組みに努めているところでございます。

さらに、就労継続支援事業所におきましては、送迎サービスを行っているところもございますので、今後も事業所が新たに開設される中で、ご希望に沿った事業所のご利用につながりますよう、取組みを積極的に進めてまいります。

<令和3年(2021年)5月20日:障害福祉課>

8. マスクを着けられない人がいることの周知徹底などについて

(結果:その他)

世間ではマスクの着用を推奨していますが、あくまでも任意であるはずです。マスクそのものを反対しているわけではありませんが、マスクを着けられない人、着けることに不安を覚える人もたくさんいて、それぞれに事情があります。市ホームページ内に、マスクを着けられない人への理解を求める内容を載せたページがありますが、これだけでは不十分です。マスクをしていないだけで子どもがいじめられたり、公道で他人にいきなり怒られたりする状況をどう思われますか。これから子育てしていく上で、とても心配です。色々なケースがあるということをしっかり浸透させるよう、お願いします。同時に、教育機関、福祉施設にもそのような考え方をよく指導していただきたいです。

まず、マスクを着用できない方がいることの周知についてですが、本市ホームページでは、 新型コロナウイルス感染症の予防のために世間一般でマスクの着用が行われている中で、疾 病や障がい等さまざまな事情により、マスクを着けたくても着けられない方がいることにつ いての理解を求め、お互いに思いやりをもって行動していただくよう呼びかけています。

本市では、今後も、ホームページや「広報こしがや」等を活用しながら、周知や理解促進 に努めてまいります。

次に、保育所での対応についてですが、本市においては、厚生労働省子ども家庭局保育課が発出する「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第十一報)(令和3年9月21日現在)」等の通知に基づき、市内の教育・保育施設に対して周知を図りつつ、対応を行っております。

本通知では、児童のマスク着用について、「2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください」とされています。

一方で、国立感染症研究所感染症疾学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的な疫学調査実施要領」では、濃厚接触者の定義を「手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、『患者(確定例)』と15分以上の接触があった者」としており、本市でもこの基準により、関係者に陽性者が出た際の濃厚接触者の判断を行っています。

そのため、集団生活におけるマスク着用の有無が、感染拡大の防止をはじめ、濃厚接触者と指定されうる人数を大きく左右することから、無理のない範囲でのマスク着用へのご協力をお願いしています。

その上で、マスクを着けられない事情がある場合には、保育施設を利用する保護者に申し出ていただく中で、各施設が保護者と十分に連携を取りながら、マスクの着脱などについて個別の配慮や対応を行っていく必要があると考えております。また、保育施設に対して、マスクを着けられない事情がある子どもへの配慮を促すとともに、マスクを着けていないことでのいじめや差別などが起こらないよう周知してまいります。

次に、小・中学校の対応についてですが、本市においては、文部科学省発出「学校における

新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~『学校の新しい生活様式』~(2021.4.28 Ver.6)(※2021.5.28 一部修正)」等に基づいて、対応を行っております。

本マニュアルでは、学校生活において身体的距離が十分に取れないときには、マスクを着用するべきとされています。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日で、熱中症等の健康被害が発生するリスクがあるときには、人との距離を十分に確保し、会話を控えることで、マスクを外してよいこととなっています。

本市では、マスクに対する健康不安など、個別の配慮を要する場合のマスクの着脱等については、保護者と十分に連携を図りながら判断するよう市内小中学校に指導するとともに、保護者へも文書で通知しております。また、新型コロナウイルス感染症に関する差別防止の取組みについては、「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る文部科学大臣メッセージ」や、「埼玉県教育委員会教育長メッセージ」を児童生徒に配布するとともに、朝の会や学級活動等において、学級担任が発達段階に合わせた指導を行っております。

本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症について、今後も国や埼玉県からの最 新の情報を基に対応してまいります。

<令和3年(2021年)11月26日:障害福祉課、保育施設課、保育入所課、学務課>

3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

9. 越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券について

(結果:その他)

先日、上記利用券が送られて来ましたが、利用できる公共交通事業者一覧表を見ますと自 身の住所を構えている付近にはバス、タクシーがありません。

せっかくの企画ですが、チケットの印刷代がもったいないと思う位です。それよりも市内 の中・小商店で使用できる商品引換券の方が良いのではないかと思います。そうすれば市内 の商店も喜ぶのではないでしょうか。商店を利用する機会が増えれば、その分つきあいも始 まり、またプラスして現金で買う事もできます。これからのためにも、一考をお願いします。

「越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券の配布」につきましては、コロナ禍において、 市民生活や経済活動の基盤となる地域公共交通網を維持・確保するとともに、高齢者の移動 手段として、バス・タクシーの乗車に利用できる本券を配布し、地域公共交通の利用を促進 することとしています。

また、ご指摘いただいた「利用できる公共交通事業者」につきまして、お住まいの地域によっては、バスを利用しづらい地域もあるかと思われますが、タクシーについては、迎車による利用が可能でございます。

本券につきましては、地域公共交通の利用を促進することを目的としておりますので、ぜ ひ機会を捉えてご利用いただきたく、ご理解を賜りたいと存じます。

< 令和 3 年 (2021 年) 6 月 28 日:都市計画課>

10. レイクタウン周辺の道路環境について

(結果:実施)

レイクタウン周辺について、大型商業施設イオンレイクタウンができたことにより、特に 東埼玉道路で週末の渋滞が酷いです。越谷市として何か手立てをしているのでしょうか。ま た、レイクタウン 7 丁目に新設したスクランブル交差点により、レイクタウン西通りからの 右折渋滞が平日夕方頃に常時発生するようになりました。この渋滞により、無理に右折しよ うとする車が増えた結果、新設後の早い段階で車同士の接触事故もありました。この交差点 は通学路でもありますから、今後の事故予防として、右信号を作るなどし、円滑に車が流れ るようしていただきたいです。

越谷レイクタウンは、「越谷レイクタウン特定土地区画整理事業」として整備が開始され、 平成20年(2008年)の越谷レイクタウン駅開業、まちびらき、平成26年(2014年)の事業 完了を経て、現在に至っています。まちの成熟度が上がるとともに、居住者や来訪者も増え、 越谷レイクタウンは、活気ある越谷を代表するまちとなっています。

今回、ご要望をいただいたレイクタウン周辺の道路環境についてですが、特に週末に、大型商業施設イオンレイクタウン周辺において、交通渋滞が見受けられます。その対策として、これまで、県道平方東京線からのイオンレイクタウン駐車場出入口部の改良や、レイクタウ

ン中央通り線の左折レーンの増設などを実施し、交通渋滞の解消に努めてまいりました。また、現在、東埼玉道路の自動車専用部(高速道路)も計画されており、国土交通省をはじめとする各道路管理者や、信号機を所管する交通管理者である警察署と連携し、交通渋滞対策等について検討する予定となっております。

次に、レイクタウン 7 丁目交差点における右折渋滞についてですが、当該交差点は通学路であることから、児童の安全確保を目的に、スクランブル化が実施されました。交通管理者である警察署は、このスクランブル化に伴い、富士見通りからレイクタウン西通りに右折する渋滞が多く発生しているという当該交差点の状況を認識しており、その対策として、本年10月5日に、右折信号機の設置工事を実施し、運用を開始しております。

本市としましては、今後とも、誰もが安全に安心して利用できる道路環境づくりに努めてまいります。 < 令和 3 年 (2021 年) 10 月 15 日:道路総務課 >

11. 屋敷林の保存について

(結果:調査・検討)

越谷市はベッドタウンとして発展し、公園等の整備も進んではいますが、生活空間における緑の少なさは否めません。維持の大変さから、私の身近な範囲でもかなりの数の屋敷林が伐採されており、緑の保全を考えたときに、新たな植林をするよりも、市内に点在する屋敷林の有効活用を図った方が、コスト的にも景観的にも好ましいと思われます。屋敷林の保全に市が助成をし、維持してもらう仕組みづくりはできないのでしょうか。

本市では、市内の緑地の保全・緑化を総合的かつ計画的に進めるために、平成28年3月に、「越谷市緑の基本計画」を改定しました。

この計画では、緑の将来像を実現するため、「まもる、ふやす、つなぐ、質をたかめる、活動をささえる」の5つの観点から基本方針を設定しており、緑の保全については、基本方針の「まもる」として位置付け、市の拠点となる緑地や身近な緑地の保全などの施策に取り組んでいます。

ご要望いただいた屋敷林の保存につきまして、屋敷林は市内の貴重な緑地であると認識していますが、宅地開発などにより、年々減少している状況があります。

現在、本市では、「越谷市文化財保護条例」に基づき、文化財保護の観点から天然記念物として樹木の保存を行っているほか、地域の優れた屋敷林などについては「こしがや緑のオアシス」として認定し、土地所有者等のご理解・ご協力をいただきながら、保存に取り組んでいます。

今後につきましても、「越谷市緑の基本計画」に基づき、河川・水路・公園などの公有地における緑地の保全とともに、民有地における屋敷林や樹林地、社寺林などの身近な緑地の保全に努め、緑豊かなまちづくりを推進してまいります。

< 令和 4 年(2022 年) 2 月 18 日:公園緑地課>

4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

12. 歩きたばこ、ポイ捨てについて

(結果:調査・検討)

歩きたばこやポイ捨てが多く困っています。私はにおいに敏感なため、たばこのにおいや 受動喫煙により頭痛がおきます。歩きたばこや、自転車運転中の喫煙は、禁止にしてほしい です。最近は歩きたばこ禁止区域も増えています。受動喫煙は、お腹に赤ちゃんがいる人や 子どもをはじめ、全員が被害を受けます。越谷市でも歩きたばこやポイ捨ての禁止を徹底し てほしいです。

本市では、平成20年4月1日から、路上等の公共の場所では喫煙をしないよう努める義務 を規定した「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、路上喫煙防止に向けた取り組 みを進めております。

しかしながら、歩行喫煙だけでなく、吸殻のポイ捨てなど、依然として、ルールを無視した喫煙行為が散見されるため、引き続き対策を講じる必要があると考えております。

本市としましては、新たな路上喫煙禁止区域の指定に向けて、検討を進めるとともに、喫煙マナー・モラルの向上がより一層図れるよう、広報紙や自治会への回覧など、周知啓発に努めてまいります。 <令和3年(2021年)7月30日:資源循環推進課>

※令和4年6月に北越谷駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定

13. 大相模調節池の水質について

(結果:調査・検討)

大相模貯水池の臭いがひどく、最近は見栄えも悪くなっています。水質改善はできないで しょうか。

大相模調節池の水質改善についてですが、大相模調節池では、潮の満ち引きによる水位の変化を利用して元荒川から水を取り込み、中川へ排出する流れをつくることで、水質の保全に努めております。

しかしながら、周辺にお住まいの方々から、水の色や悪臭についてのお問合せをいただい ており、この悪臭に関しては、夏場の池などに発生するアオコが原因として考えられます。

アオコは、直ちに人体や生態系に悪影響を及ぼすものではありませんが、管理者である埼 玉県越谷県土整備事務所と連携し、水質改善の方法を調査・研究してまいります。

< 令和 3 年(2021年) 10 月 15 日:環境政策課>

14. ごみの戸別収集について

(結果:調査・検討)

ごみの減量やSDGsなどの環境問題に配慮して、越谷市でもごみの収集方法を戸別収集 に切り替えてほしいです。市内の全域で一斉にとまでは言いませんが、テスト的に地区ごと での導入なども考えてください。カラスに荒らされたごみ集積所や、ごみかごの出し入れな ど、都内在住の友人らも「今どきありえない」と驚いていました。ごみ袋の有料化も仕方な いと思っていますので、越谷市も変化をお願いします。

越谷市では、ごみの収集は、ごみ集積所の利用を基本としています。

路上などを一時的にごみ集積所として利用している箇所では、必要に応じて、その集積所 を利用している皆さんに、かごの片付け等のご協力をいただきながら、効果的で適切なごみ 収集に努めています。

ごみの戸別収集につきましては、そのごみを出した人が特定されることから、ごみの分別 意識の向上や、排出マナーの改善などが期待でき、ごみの減量化にも繋がるものと考えてい ます。しかし、その一方で、回収場所が大幅に増えることにもなり、収集車両や作業員など の費用の増加、狭あいな道路を通行するリスクなどの課題もあると考えています。

本市のごみ排出量については減少傾向にありますが、海洋プラスチックや地球温暖化などの問題を解決する上でも、さらなるごみの減量・資源化を進める必要があると認識しています。本市の場合、県南東部の5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)で組織される東埼玉資源環境組合で、共同して燃えるごみの処理をしています。そのため、広域でごみ処理をしているというメリットを活かし、5市1町の枠組みを活用しながら、有料の指定ごみ袋制度を含めた効果的な収集方法について、調査検討を進めていきます。

< 令和 3 年 (2021 年) 12 月 28 日: 資源循環推進課>

15.「香害」の啓発について

(結果:実施)

洗剤メーカーの製品で体調不良になり仕事を辞めざるを得なくなり、普通に買い物したいのにお店に入れなくなり、銀行や市役所、病院でさえ苦しくて、頭痛、咳込み、喉や目の痛みなどが起こります。普通の生活ができなくなるほどの製品は公害だと思います。どうか、洗剤や柔軟剤などの「香害」防止ポスターを作って啓発してください。

いただいた内容を拝見し、「香害」が及ぼす影響の大きさや、日々お感じになっている辛さや苦しさは、本当に計り知れないものであると感じています。まずは、心からのお見舞いを申し上げます。

ご存じのとおり、「香りの害(香害)」とは、化粧品や香水、合成洗剤、柔軟仕上げ剤などに含まれる合成香料のにおいによって、不快感や健康への影響が生じることをいいます。このような香りの強い製品は、世間に豊富に出回っていますが、近年、国民生活センター(消費生活に関する相談受付や情報提供等を行う独立行政法人)等に、これらの製品のにおいに対する相談が数多く寄せられています。

においについては、不快に感じる種類や、強さの感じ方の個人差が大きく、ある人にとっては心地よくても、ほかの人には不快に感じることがあります。

そのため、本市でも、このことを市民の皆様に認識してもらう必要があると考えており、 香害についての周知を図るため、埼玉県の「香りのエチケット」というポスターを越谷市消費生活センター(消費生活に関する相談受付や情報提供等を行う地方公共団体の行政機関) に掲示するとともに、市公式ホームページにも同じ内容を掲載しています。

いただいたご要望を受けて、今後は、市庁舎をはじめとする本市公共施設各所でのポスター 掲示の拡大や、広報こしがやへの掲載などにより、香害についてのさらなる意識啓発や注意 喚起に努めてまいります。

< 令和 4 年(2022年) 1月14日: くらし安心課>

16. 通学路における車両の信号無視について

(結果:調査・検討)

自宅近くの押しボタン式信号の横断歩道では、信号無視をする車がとても多いです。私は ほぼ毎日その横断歩道を通りますが、歩行者信号が青にもかかわらず通過する車両を何度も 目撃しています。小学生の通学路になっているので、何らかの対応をお願いしたいです。

通学路の安全確保についてですが、本市では、交通指導員が児童の登校時の立哨指導を行うとともに、通学路内の道路標識、横断歩道、「止まれ」などの路面標示の点検を行い、不備がある箇所については、随時関係機関に整備を依頼しています。

ご指摘をいただいた信号無視などの危険箇所が多い通学路につきましては、小学校や市教育委員会と連携を図り、適宜対応を検討してまいります。

なお、信号無視などの交通違反に対する取締りにつきましては、埼玉県警察で行っておりますので、いただいたご意見につきましては、越谷警察署へ伝えさせていただきます。

今後も関係機関・団体と連携しながら交通安全対策を推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

< 令和3年(2021年)10月6日:くらし安心課>

5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

17. レイクタウンのランニングスポット化について

(結果:実施、調査・検討、実施困難)

東京でランナーの聖地と言えば皇居が有名ですが、レイクタウンは皇居と同等の距離で、信号がなく交通量も少ないため空気がきれいで、皇居以上に走りやすいコースとなっています。しかし、レイクタウンの場合、近隣のランナーにはその良さが認知されているものの、ランニングスポットとしての認知度は、まだまだ低いと思われます。レイクタウンがランナーの聖地と認識されれば、買い物客以外の訪問者が増え、地域活性化にも繋がります。具体的な提案として、周回コースへの距離標示板設置、タータン(陸上競技用トラックに使用される合成ゴム材)の敷設、シャワー・ロッカー等完備のランニングステーションやランニング後にくつろげるカフェの誘致、各種メディアでの積極的PRなどが考えられます。レイクタウン、そして越谷市のさらなる発展のため、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

越谷レイクタウンエリアにある大相模調節池については、越谷市が、河川管理者である埼 玉県から占用許可を受け、(仮称) 大相模調節池親水公園として管理しており、公園利用上の ルールを定め、利用者の皆様にルールを守っていただくことにより、快適な利用環境と安全 の確保に努めております。

レイクタウンをランニングスポットにすることについてですが、ご指摘いただいたとおり、 大相模調節池周囲の遊歩道(レイクサイドウォーク)には、適度な運動機会を求めジョギン グする人の姿が多く見受けられるようになりました。このような中、距離表示板の設置につ きましては、運動した量が分かりやすくなり、健康上の観点からも効果のある整備と考えて おりますが、現在、公園等の既存施設の補修を優先しているため、新規施設の整備について は、優先順位を勘案しながら検討してまいります。

次に、陸上競技用トラックに使用される合成ゴム材・タータンをレイクサイドウォークへ 敷設することについてですが、レイクサイドウォークが散策や自転車での通勤・通学に利用 されていることや、管理車両の通行などがあることから、現時点で整備することは困難な状 況です。

次に、ランニングスポットとしての認知度向上をはじめとした、買い物客以外の訪問者増加に向けたPRについてですが、本市では、これまでも大相模調節池周辺で「越谷いちごラン」「レイクタウンランニング」等のランイベントのほか、「Lake and Peace」「こしがやイルミレイク」等の大相模調節池の景観を活かしたイベントが開催され、地域住民だけでなく、市外・県外の方々にも親しまれてまいりました。

日本最大級の規模と集客力を誇るイオンレイクタウンや広大な親水空間を有する大相模調 節池がある越谷レイクタウンエリアは、観光資源としての大きな可能性があることから、本 市では、今後も、関係機関等と連携しながら、水辺のにぎわい創出に取り組んでまいります。

< 令和 3 年(2021 年) 12 月 24 日:経済振興課、公園緑地課>

6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

18. 郷土資料館の設置について

(結果:調査・検討)

越谷の古民家や蔵のある街並みが大好きです。また、宿場まつりなど、まちを活性化させるイベントも、とても楽しいです。 宿場町として発展してきた越谷には、歴史的史料などもたくさんあると思います。 越谷の歴史を市民に知らせ、後世の人に伝えるための郷土資料館をぜひ作ってほしいと思います。

郷土の歴史の変遷や昔のくらしなどを総合的に学ぶことができる郷土資料館は、より多くの方に郷土の歴史や文化を知っていただく上で重要な施設であると認識しております。

現在、本市に郷土資料館はございませんが、「市保存民家 大間野町旧中村家住宅」、「市指定有形文化財 旧東方村中村家住宅」の両施設において、昔のくらしがわかる郷土資料の展示や、防災や環境などのテーマに沿った企画展、昔のくらしを学び体験できるイベント等を実施し、既存施設を有効に活用しながら、郷土の歴史を学び、文化に触れることができる機会の提供に努めております。

今後も、両施設で行っている事業等を一人でも多くの方に知っていただけるように積極的な周知を行い、多くの皆様に郷土の歴史を学ぶ機会を提供すべく取り組んでまいります。あわせて、郷土資料館設置のご要望があることも認識しつつ、新たな施設について検討していきたいと考えております。 < 令和 3 年 (2021 年) 10 月 15 日:生涯学習課>

19. 中学校の部活動について

(結果:調査・検討)

コロナ禍において、さまざまな規制があることは致し方ないですが、子どもたちは感染防止策を怠ることなく、学業と共に部活動を頑張っています。今後の感染状況により、部活動の中止も予想されますが、一部のルールを守れない大人たちのせいで、子どもたちの活動にまで影響が出てしまうことは、無念でなりません。今後も、部活動を中止にするのではなく、一定のルールのもとに継続させてください。

今回、現在は新型コロナウイルス感染症対策をとりながら実施している中学校の部活動について、今後も中止することなく、一定のルールのもとで継続させてほしいとのご要望をいただきました。

市内中学校では、新型コロナウイルス感染症対策について、国や県のガイドラインを受けて教育委員会が中学校長会と作成した「越谷市立中学校活動再開ガイドライン」に沿って対応しております。そのため、部活動の継続等につきましても、このガイドラインに基づいて判断してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

本市といたしましては、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を注視し、子ど もたちの健康と安全を第一に考え、柔軟な対応を検討してまいります。

< 令和 3 年 (2021 年) 5 月 12 日:指導課>

20. 小学校の学区選択制について

(結果:実施困難)

小学校の学区は荻島小学校になりますが、距離的には北越谷小学校の方が近く、通いやすいため、小学校も選択制であれば良いと思いました。もちろん、荻島小学校も魅力的なところだと思いますが、4 号バイパスを渡っていかなければならない点に懸念があります。また、4 号バイパスは歩道も狭いので、通学路として不安があります。

本市の通学区域は、学校の規模や通学の安全性、地域の歴史的背景や地域コミュニティに 配慮しながら、有識者や地域の代表者などで組織する学区審議会において審議いただいた上 で設定しており、就学すべき学校の指定については、住所地により行っております。そのた め、ご自宅が北越谷小学校に近くても、住所地が荻島小学校区内にあるという場合には、同 校を就学すべき学校として指定させていただいております。

本市では、学校と家庭が連携することはもちろん、子供たちが地域の友達に囲まれ、地域の方々と交流する中で教育活動が行われることや、地域の方々との連携・協働により学校運営が行われることが重要であると考えております。また、通学時の安全確保の観点から、多くの学校において、子供たちが地域ごとに通学班を組んで一緒に登校する集団登校を実施しており、各学校においては、地域の方々や保護者の皆様の協力をいただきながら、登下校時の見守り活動や校区内のパトロール等に取り組んでおります。

このように、本市としては、特に小学校段階においては、学校、家庭、地域が一体となって子供たちを見守り、育成することが大切であるとの考えから、小学校段階での学校選択制を導入しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、ご心配されている通学路の安全についてですが、ご自宅から荻島小学校までの通学路では、4 号バイパスを渡る際に歩道橋を使用するルートが指定されています。あわせて、安全確保のための整備についても、随時、学校・教育委員会・道路管理者・警察等の関係機関が連携を図りながら実施してまいります。

本市としましては、今後も、子供たちが地域の中で健やかに成長できるようにするととも に、安全に通学できるよう努めてまいります。

<令和3年(2021年)11月26日:学務課>

21. 中学校の制服について

(結果:実施)

私は小学校 6 年生ですが、進学予定の中学校の制服が納得できません。なぜ女子の制服はスカートなのですか。スカートは、性犯罪がおきやすいと思いますし、冬は寒いです。スカートが風や物に引っかかるなどして、めくれることもあるし、スカートをはきたくない人もいると思います。時代は、かわりました。男と女は体のつくりがちがうだけです。それだけで、着たい服も着られなくなるのは、おかしいです。近年、スカートかズボンか選べるところも増えています。みんなが気持ちよく過ごせるまちになるように、よろしくお願いします。

寒い日が続いていますが、お元気でしょうか。

また、お手紙をいただき、どうもありがとうございました。

今回いただいたお手紙を読んで、私は、驚くと同時に、本当に嬉しく、誇らしい気持ちになりました。なぜなら、「私が市長になった越谷市には、自分の意見をきちんと言葉にして文章にまとめることができるだけでなく、市長に手紙を送って伝えられる勇気や行動力も持った、〇〇さんのような小学生がいるのだ」ということを知ったからです。

お手紙はしっかりと読ませてもらい、学校にもいろいろと確認しましたので、それでは、 さっそくお答えします。

今回、中学校の制服について、スカートかズボンかを選べるようにしてほしいとのご意見 をいただきました。

越谷市では、中学生一人ひとりが、自分の学校への誇りや、同じ学校の仲間としての連帯 感をもつことができるよう、その学校の一員である証として、全部の中学校に制服がありま す。

越谷市の小中学校では、児童生徒や保護者の方から、さまざまな思いや悩みについて相談があった場合、よく話を聴いて、寄り添いながら対応するようにしています。お手紙にもあるように、制服には、ズボンとスカートの2種類がありますが、越谷市の中学生の中にも、学校に相談して、スカートではなくズボンを選択している生徒もいます。まずは、おうちの人と一緒に小学校の先生に相談していただき、小学校の先生を通じて、中学校の先生に相談をしていただくとよいかと思います。

また、もし「学校の先生には相談しづらい」ということでしたら、越谷市教育センターというところでも、お話をお聴きすることができますので、電話番号をお伝えしておきます(番号略)。

来年度から始まる中学校生活が充実したものとなりますように、私としても、心からお祈りしています。 <令和3年(2021年)12月23日:指導課>

22. 子ども図書館の設置について

(結果:調査・検討)

越谷市では、子ども向け図書に特化した図書館を設置する予定はないでしょうか。特に、 レイクタウン地区に設置されたら嬉しいです。民間企業を誘致する形でもよいかと思います。 乳幼児から中学生くらいまでの子どもが、徒歩か自転車でアクセスできて、気軽に本と触れ 合える場所が増えたらよいと思います。

現在、本市では、市立図書館を中心として、市内 32 か所を巡回する移動図書館、北部・南部・中央の 3 つの図書室が相互に緊密な連携を図り、それぞれの特色を生かしながら、市民の皆様の生涯学習の推進に努めております。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠かせないものであるとの認識のもと、図書室はもとより、地区センター・公民館、交流館などにも図書を配本し、身近な施設で読書を楽しんでいただけるよう、子どもの読書環境の整備に努めております。

今回ご要望をいただいたレイクタウン地区への図書館新設についてですが、図書館機能の 充実につきましては、レイクタウン地区への図書館施設の設置のほか、北部地域の図書館機 能の充実など、これまでにも、市民の皆様から、複数のご要望が寄せられていることは承知 しております。今後の施設整備につきましては、公共施設マネジメントの観点から、抑制す る方向ではありますが、本市といたしましては、皆様のご意見を参考にしながら、引き続き、 充実した図書館サービスの提供に努めてまいります。

なお、移動図書館「しらこばと号」は、原則、月に2回レイクタウン地内の「D'グラフォートレイクタウン」へ巡回し、図書の貸出や返却を行っております。巡回日程等につきましては、巡回日程表や図書館ホームページでご確認いただけますので、ぜひご利用ください。

このほか、レイクタウン地内にはございませんが、一般の方が自宅や地域の施設などを利用して、児童書を中心とした本の貸出や読み聞かせなどを行い、子どもたちに本を読むことの楽しさなどを伝える「地域家庭文庫」が市内に7か所あり、地域に根差した読書活動を行っていますので、ご紹介させていただきます。なお、詳細につきましては、市立図書館にお問い合わせいただければと存じます。 < 令和3年(2021年)10月1日:図書館>

7 その他

23. 高齢者の臨時パート採用について

(結果:調査・検討)

越谷市でも年金生活者は急増していると思いますが、65 才を過ぎてもまだまだ元気で多様な業務経験をもつ高齢者を行政の中で活躍させる施策はないのでしょうか。実務経験を活かした市役所〇Bの方々が中心かもしれませんが、一流企業のそれなりのポジションで65 才定年退職され、心身共に健康な方々もたくさんいます。シルバー人材制度もありますが、形式的募集ではなく、63 才から70 才まで、経験職種を限定などした公募制度を検討されてはいかがでしょうか。

人口減少・少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題に的確に対応していくためには、 民間企業等の職務経験者の活用は、大いに有効であると認識しております。

また、高年齢者雇用安定法の改正により、民間企業においては 70 歳までの就業確保措置を 講ずる努力義務が課されたところです。

地方公務員は、この改正法の対象外となっておりますが、法の趣旨を踏まえ、働く意欲の ある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図っていく ことが必要であると考えております。

現在、本市では、窓口業務や電話対応、職員の補助的な業務などの一般事務を行う会計年度任用職員を採用しておりますが、その募集に当たっては、特に年齢の上限を設けていないため、選考により高齢の方も採用させていただいております。

ご提案いただいた高齢者の経験職種を限定した公募制度につきましては、今後の検討課題とし、調査・研究してまいります。

<令和3年(2021年)9月2日:人事課>

市長への手紙・ファクス・電子メール

~令和3年度(2021年度)の要望回答集~発行:令和4年(2022年)6月越谷市市民協働部くらし安心課〒343-8501埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9336